

11 経済産業省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
110010	オートレース小規模場外車券発売施設事業	小型自動車競走法施行規則第11条、第12条、場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示	小型自動車競走法施行規則第12条では、施設的位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。	A		地方公共団体が、オートレース場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特区計画に記載された事項及び告示で定める施設が備えるべき事項に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、小型自動車競走法施行規則第12条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。											1082010	伊勢崎市	オートレース発売窓口特区	勝車投票券自動発売機の庁舎内設置のための施設設置基準の緩和	市役所周辺には小中学校及び高等学校が立地しているが、事業施行権を有する市の庁舎内に設置するものであり、他の公共施設と比較しても管理体制が充実していること、また、庁舎別棟を利用することで他の来庁者と区分すること、外部と遮断された特定エリアであること、さらに、利用者が滞留することなく短時間で利用できるよう、自動発売機のみ設置する簡易型の車券売場であり、文教施設等、周辺環境にも十分配慮し調和を保つという場外車券発売施設の設置基準の趣旨に合致した運営形態であることから、小型自動車競走法施行規則第12条第1項の規制緩和による施設設置を提案するものである。	本庁舎新館1階に簡易型の車券売場としてオートレース勝車投票券の自動発売機を1台設置し、競走場とオンラインを結び発売を行う。開設時間は伊勢崎オートレース開催日の午前9時から午後5時(最終レース発売終了時)までとし、情報提供として出走表の配付を行う。施設管理については、周辺環境に十分配慮するとともに、常駐警備員の巡回及び担当従業員を配置により警備体制等徹底した運営を図っていく。事業効果としては、オートレース場まで行くことなく勝車投票券を購入することができることから利用者へのサービス向上が図れるとともに、新たなファン層の拡大及び売上額の向上が期待できる。	
110020	国家資格の資格取得に係る要件の緩和(初級システムアドミニストラータ)	情報処理技術者試験規則(昭和45年7月13日通商産業省令第59号)別表において、初級システムアドミニストラータ試験の試験科目は、 1 情報処理システムに関する基礎知識 2 情報処理システムの活用に関する共通の知識 3 情報処理システムの活用に関する共通の能力 となっている。 これらのうち、1及び2が午前試験として実施されている。	情報処理技術者試験規則(昭和45年7月13日通商産業省令第59号)別表において、初級システムアドミニストラータ試験の試験科目は、 1 情報処理システムに関する基礎知識 2 情報処理システムの活用に関する共通の知識 3 情報処理システムの活用に関する共通の能力 となっている。 これらのうち、1及び2が午前試験として実施されている。		(検討中)			早急に検討し、回答されたい。		A		情報処理技術者試験では、平成6年度より旧第二種情報処理技術者試験(現在の基本情報技術者試験に相当)において、全国規模で本提案と同様の学科(講座)認定による午前試験の免除が行われてきた。 しかし、試験の客観性・公平性を確保するためには、最低限の統一的なカリキュラムの採用を要請する必要があり、教育の柔軟性が損なわれるおそれがあった。事実、教育現場からも教育の硬直性等の問題が指摘されるようになった。 また、厳しい審査基準にもかかわらず、午前免除者の午後試験合格率・平均点は期待を大きく下回るものであり、統一カリキュラム方式の限界も指摘された。 以上から、平成11年6月の産構審中間報告を受けて、平成12年2月をもって本制度は廃止された。 このような経緯に鑑みれば、本提案を受け入れるにあたっては、一旦廃止した認定方式をそのまま用いることは困難であることから、統一カリキュラムの内容に関する最低基準、実施機関の審査基準などについて所用の改善を行い、それらの適正性を確保することを条件に特区として対応する。				1095020	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	国家資格の資格取得に係る要件の緩和 初級システムアドミニストラータ 文京アカデミーまたは区内大学等で実施する情報技術関連の講座を特定単位履修することにより、午前試験を免除する。	文京区では、(仮称)文京アカデミーを設置し、今回提案する14の国家資格取得に係る要件の緩和を行うことにより、行政が一定の関与をしながら、大学、企業、民間カルチャー等の機関がそれぞれに機能し、共存する新たな学習モデルを構築する。		
110030	国家資格の資格取得に係る要件の緩和(基本情報技術者)	情報処理技術者試験規則(昭和45年7月13日通商産業省令第59号)別表において、基本情報技術者試験の試験科目は、 1 情報処理システムに関する基礎知識 2 情報処理システムの開発に関する共通の知識 3 情報処理システムの開発に関する共通の能力 となっている。 これらのうち、1及び2が午前試験として実施されている。	情報処理技術者試験規則(昭和45年7月13日通商産業省令第59号)別表において、基本情報技術者試験の試験科目は、 1 情報処理システムに関する基礎知識 2 情報処理システムの開発に関する共通の知識 3 情報処理システムの開発に関する共通の能力 となっている。 これらのうち、1及び2が午前試験として実施されている。		(検討中)			早急に検討し、回答されたい。		A		情報処理技術者試験では、平成6年度より旧第二種情報処理技術者試験(現在の基本情報技術者試験に相当)において、全国規模で本提案と同様の学科(講座)認定による午前試験の免除が行われてきた。 しかし、試験の客観性・公平性を確保するためには、最低限の統一的なカリキュラムの採用を要請する必要があり、教育の柔軟性が損なわれるおそれがあった。事実、教育現場からも教育の硬直性等の問題が指摘されるようになった。 また、厳しい審査基準にもかかわらず、午前免除者の午後試験合格率・平均点は期待を大きく下回るものであり、統一カリキュラム方式の限界も指摘された。 以上から、平成11年6月の産構審中間報告を受けて、平成12年2月をもって本制度は廃止された。 このような経緯に鑑みれば、本提案を受け入れるにあたっては、一旦廃止した認定方式をそのまま用いることは困難であることから、統一カリキュラムの内容に関する最低基準、実施機関の審査基準などについて所用の改善を行い、それらの適正性を確保することを条件に特区として対応する。				1095030	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	国家資格の資格取得に係る要件の緩和 基本情報技術者 文京アカデミーまたは区内大学等で実施する情報技術関連の講座を特定単位履修することにより、午前試験を免除する。	文京区では、(仮称)文京アカデミーを設置し、今回提案する14の国家資格取得に係る要件の緩和を行うことにより、行政が一定の関与をしながら、大学、企業、民間カルチャー等の機関がそれぞれに機能し、共存する新たな学習モデルを構築する。		
110040	深夜営業に対する規制の可能性	大規模小売店舗立地法第13条	大規模小売店舗立地法は第13条で、「地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、法律の趣旨を尊重して行うものとする。」と規定している。	D-1		大規模小売店舗立地法との関係においては、地方自治体が全(別の観点から、例えば、風紀の乱れや治安の悪化の観点から大規模小売店に限らず各種施設に対して、横断的に深夜営業の規制を行うことは、大規模小売店舗立地法13条に抵触しないものと考えられる。 なお、地方自治体が、例えば、過当競争の解消を目的とする条例を制定することは、大規模小売店舗立地法13条のいう「地域的な需給状況を勘案する」ことにあたり違反となる可能性がある。											1183010	草加市	安全で活力あふまちづくり特区(スーパーマーケット、コンビニ等の深夜営業を規制する)	深夜営業の市が条例で判断する	草加市内の飲食店・スーパーマーケット等の深夜営業について、草加市が是非を判断できるようにしたい。	草加市内の飲食店・スーパーマーケット等の深夜営業について、地域の実情に合わせ、快適な生活が送れるよう、深夜営業については地域の意見が集約される草加市が是非の判断を行えるようにしたい。	

11 経済産業省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	
110050	再開発ビルにおける変更届出主体の柔軟化	大規模小売店舗立地法付則5条	大規模小売店舗立地法において、変更(閉店時刻の延長)の届出は大規模小売店舗を設置する者(以下、設置者という。)が行うことになっている。設置者とは届出の対象となる建築物の所有者のことをいい、届出の対象となる建築物の所有者が複数いる場合は、その建築物の所有者全員が設置者として変更の届出を行うことになっている。届出の際、法人の場合は登記簿の謄本を、個人の場合は住民票の写し(住民基本台帳ネットワークが利用できない場合に限り)を本人確認のため都道府県及び政令指定都市の求めに応じ提出することになっている。	D-1		区分所有法上の管理者に対して、閉店時刻の延長の届出を行うことが出来る権限が区分所有法上正当な手続きを経て与えられている場合は、管理者は閉店時刻の延長の届出を行うことができる。なお、届出の際、管理者が正当な権限を付与されて届出を行っていることを示す資料(例えば、区分所有法に基づく規約や集会決議議事録等)の提出が必要と考えられる。												3083010	アコス株式会社	再開発ビルにおける「設置者」を「施行者」又は「管理者」と解する	再開発ビルにおける「設置者」を「施行者」又は「管理者」と解する	市街地再開発事業によって建設された再開発商業ビルにおいては、大規模小売店舗立地法における「設置者」を「再開発事業の施行者」又は「再開発商業ビルの管理者」と解すること、同法の変更届(閉店時刻の延長)の提出に伴う不合理な障害をなくし、中心市街地での生き残り・活性化に腐心する草加駅前再開発ビルを周辺大型店との競争に参入させる。		
110060	商品ファンド上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6号の2	商品投資販売業者の許可申請書類の添付資料として、「商品投資販売業務を担当する者で商品販売業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事した者の業務経歴書」があり、そのことが商品投資販売業務を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有する者有するかどうかの判断基準となっている。	C		映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資者保護の趣旨を十分踏まえつつ全国的対応をすべく、関係省庁と検討し結論を得る。		3年以上の業務経験を有する者が必要との許可要件が検討の対象となっているのか明らかでない		B		映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、全国的対応として、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業務に限り、許可要件のうち「3年以上の業務経験を、緩和するものか明示されたい。					15年度末までに具体的に明示する。	1120020	横浜市	文化芸術創造交流特区	映画に関する資金調達を行うため、商品ファンド上の許可要件(3年以上の業務経験を有する者)の緩和	商品投資販売業務を遂行するに足りる知識、経験を有するものとして、商品投資販売業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事した経験を求めているが、この基準を緩和する。	映画制作会社等が映画の商品投資販売業者となることで、映画の資金調達が多様化するため、映画制作会社等の新規立地が期待できる。	
110060	商品ファンド上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6号の2	商品投資販売業者の許可申請書類の添付資料として、「商品投資販売業務を担当する者で商品販売業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事した者の業務経歴書」があり、そのことが商品投資販売業務を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有する者有するかどうかの判断基準となっている。	C		映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資者保護の趣旨を十分踏まえつつ全国的対応をすべく、関係省庁と検討し結論を得る。		3年以上の業務経験を有する者が必要との許可要件が検討の対象となっているのか明らかでない		B		映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、全国的対応として、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業務に限り、許可要件のうち「3年以上の業務経験を、緩和するものか明示されたい。					15年度末までに具体的に明示する。	5145013	東京都	文化芸術創造交流特区	商品ファンド上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	映画・コンテンツ制作等に関する資金調達をより一層容易なものにするため、商品ファンド上の商品投資販売業者の許可要件(3年以上の業務経験を有する者の配置等)を撤廃すること。		
110070	商品ファンド上の投資対象の拡大	商品投資に関する法律施行令第2条	商品ファンド法の規制対象となる投資対象物品が政令2条において列挙されている。(特定商品、競走用馬、映画、絵画、鉱業権)	D-1		商品ファンド法は、投資者保護を図る観点から、価格の変動が激しい物品又はその使用により得られる収益の予測が困難な物品について、その規制対象としているが、現在、要望にあるゲーム等はその規制対象外である。商品ファンド法の規制対象外である商品については、商法の匿名組合契約等により、ファンドの組成が可能であり、要望内容はそれらを活用することにより実現することが可能である。												1120040	横浜市	文化芸術創造交流特区	CG、アニメーション、ゲームを商品ファンド上の投資対象とする。	商品ファンド法上の投資対象(指定物品)として、CG、アニメーション、ゲームを加える。	特区内にCG、アニメーション、ゲーム制作会社等の誘致・振興を図る。	
110080	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律		第2条において、この法律の措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するものについて講じられるものとされている。 一 当該市街地に、相当数の小売業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。 二 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等から見て、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。 三 当該市街地において市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。 また、第4条第1項において、市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画(基本計画)を作成することができることとされている。 なお、市町村が基本計画で定めた特定中心市街地においては、第3条により、国及び地方公共団体は、民間事業者の能力の活用を図るよう配慮し、必要な施策を総合的かつ相互連携を促りつつ進めよう努めなければならないことになっている。	C		中心市街地法は、市町村が作成した基本計画に基づき、同計画に位置づけられた事業に対し、財政措置などの様々な支援措置を講じる趣旨の法である。 したがって、同法の適用範囲の拡大を求める本提案は、新たな税財政上の優遇措置を求めるものであり、特区として対応することは不可能である。												3020030	社会福祉法人 靱手会、グィーティエンタープライズ株式会社、個人	社会福祉施設に特化した住みたくる町づくり特区構想	これらの制度は市町村がイニシアチブを取る法律規制がかけられている。靱手町の基本計画は民間活力を利用して充実するものではなく、全て税負担100%のもので中心である。中心市街地における法律の範囲が、さびれた中心市街地を活性化させようという主旨である。これを今後活性化させようとする地域に中心的に投資する事が出来る様に法律の解釈の規制を緩和して欲しい	福祉複合施設内に利便性の高いコンビニエンスストア、レストラン、酒場・パリアフリー住宅・家畜ペット園等の誘致に関するインフラ整備などに関して実施する。炭鉱跡地(公害)の土地整備を正常化させる。 例、杭打ち土木事業を完備させる。下水道を完備する。 ストレス社会の息抜きが出来るレジャー施設が進出しやすくなる。 払い下げた土地は代替地として利用して計画を実現させる		

11 経済産業省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体がその「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
114010	電子政府に係る希少野生動物種の輸入に係る各種手続の民間委託の可能化	絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第19条第1項	法第19条第1項第2号に基づき、経済産業大臣は特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種の個体等が輸入されたものの譲受けをした者及び、同項第3号に基づき、経済産業大臣は特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種の個体等を輸入した者に対し、本法の施行に必要な限度において、当該種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入若しくは陳列に係る施設に立ち入り、当該種の個体等、飼育栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	E	本件の立入検査等の権限は経済産業大臣の権限であり、関東経済産業局長に権限委任されているものではない。			管理コード114020では、特区で対応可能との回答であるが、経済産業大臣に権限がある場合は、特例を設けることができないとの趣旨なのか回答された。		E		立入検査等の行政職員が行うことが通例である事務を民間に委託することが可能か否かは、経済産業大臣が権限を有する事務が、経済産業局長へ委譲されている事務かにより判断を行うものではなく、当該事務を行うにあたり必要となる高度な専門知識を用いた違法性に関する法解釈と行政的な経験及び専門性を必要とするか否か等の要素を各々の事務の個別の事情を照らし合わせて判断するものである。この観点から、本件について検討すると、今回の規制緩和と要望の対象となっている管理コード114020(絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律に基づく(特定国際種事業に係る各種手続き)に記載の立入検査は、種の保存法第33条の5において準用する第33条第1項に規定する立入検査は、象牙(ゾウ)、ペー甲(タイマイ)の2種のみを取り扱い、対象事業者の帳簿や在庫を主に検査するもので、民間委託が可能である。他方、法第19条第1項に規定する立入検査等については、立入対象者が多岐にわたり(ペットショップ、動物園、個人)、それぞれに対する知識が必要なこと、立入検査にあたり規制対象種を識別する能力が必要であること、違法性の判断に関する能力が必要となり、高度な専門知識が必要になる。加えて、法第19条第1項に規定する立入検査等は、法第50条に基づく(措置命令の対象とされており、検査にあたる職員は現場で違法性、適正な命令について判断しなければならず、行政的な経験及び専門性が必要となり、同法施行令第6条においても、「自然環境保全又は動植物の繁殖に関する行政経験、専門性を必要とする」という要件を定めている。以上のことから、法第19条第1項に係る事務については経済産業大臣の権限と規定し、経済産業局長に委任をしておらず、同様の理由から民間委託とすることは困難である。2項、3項に関しても同様。					3005011	社団法人日本テレワーク協会(マイクロボジネス協議会)	行政事務アウトソーシング(希少野生動物種の輸入に係る報告徴収及び立入検査の民間委託)	関東経済産業局長が経済産業大臣等から事務委任を受けた法執行事務のうち電子政府構築計画に基づき、手続電子化に伴うアウトソーシングによって効率的な執行が図られることが期待される事務(具体的には、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第19条第1項に基づく(報告徴収及び立入検査、第33条の5で準用する第33条第1項に基づく(報告徴収及び立入検査等の各種手続)について、アウトソーシングを適切かつ実効的に推進するため、受託関係者の守秘義務、個人情報保護義務、中立性確保義務、贈収賄罪についてのみなし公務員規定、強制権限に基づく(業務監督規定等の委託環境を整備する一方、これらの業務について法律が「職員」にしか事務処理を認めていない)規定を緩和するとともに、行政が数値目標を明示した民間委託計画の作成を義務づけ、その全部又は一部を民間委託することを促進する特区とする。		
114010	電子政府に係る希少野生動物種の輸入に係る各種手続の民間委託の可能化	絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第19条第1項	法第19条第1項第2号に基づき、経済産業大臣は特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種の個体等が輸入されたものの譲受けをした者及び、同項第3号に基づき、経済産業大臣は特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種の個体等を輸入した者に対し、本法の施行に必要な限度において、当該種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入若しくは陳列に係る施設に立ち入り、当該種の個体等、飼育栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	E	本件の立入検査等の権限は経済産業大臣の権限であり、近畿経済産業局長に権限委任されているものではない。			管理コード114020では、特区で対応可能との回答であるが、経済産業大臣に権限がある場合は、特例を設けることができないとの趣旨なのか回答された。		E		立入検査等の行政職員が行うことが通例である事務を民間に委託することが可能か否かは、経済産業大臣が権限を有する事務が、経済産業局長へ委譲されている事務かにより判断を行うものではなく、当該事務を行うにあたり必要となる高度な専門知識を用いた違法性に関する法解釈と行政的な経験及び専門性を必要とするか否か等の要素を各々の事務の個別の事情を照らし合わせて判断するものである。この観点から、本件について検討すると、今回の規制緩和と要望の対象となっている管理コード114020(絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律に基づく(特定国際種事業に係る各種手続き)に記載の立入検査は、種の保存法第33条の5において準用する第33条第1項に規定する立入検査は、象牙(ゾウ)、ペー甲(タイマイ)の2種のみを取り扱い、対象事業者の帳簿や在庫を主に検査するもので、民間委託が可能である。他方、法第19条第1項に規定する立入検査等については、立入対象者が多岐にわたり(ペットショップ、動物園、個人)、それぞれに対する知識が必要なこと、立入検査にあたり規制対象種を識別する能力が必要であること、違法性の判断に関する能力が必要となり、高度な専門知識が必要になる。加えて、法第19条第1項に規定する立入検査等は、法第50条に基づく(措置命令の対象とされており、検査にあたる職員は現場で違法性、適正な命令について判断しなければならず、行政的な経験及び専門性が必要となり、同法施行令第6条においても、「自然環境保全又は動植物の繁殖に関する行政経験、専門性を必要とする」という要件を定めている。以上のことから、法第19条第1項に係る事務については経済産業大臣の権限と規定し、経済産業局長に委任をしておらず、同様の理由から民間委託とすることは困難である。2項、3項に関しても同様。					3055011	特定非営利活動法人マルメディア・エデュショナル・フォーラム	行政事務アウトソーシング(希少野生動物種の輸入に係る報告徴収及び立入検査の民間委託)	近畿経済産業局長が経済産業大臣等から事務委任を受けた法執行事務のうち電子政府構築計画に基づき、手続電子化に伴うアウトソーシングによって効率的な執行が図られることが期待される事務(具体的には、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第19条第1項に基づく(報告徴収及び立入検査、第33条の5で準用する第33条第1項に基づく(報告徴収及び立入検査等の各種手続)について、アウトソーシングを適切かつ実効的に推進するため、受託関係者の守秘義務、個人情報保護義務、中立性確保義務、贈収賄罪についてのみなし公務員規定、強制権限に基づく(業務監督規定等の委託環境を整備する一方、これらの業務について法律が「職員」にしか事務処理を認めていない)規定を緩和するとともに、行政が数値目標を明示した民間委託計画の作成を義務づけ、その全部又は一部を民間委託することを促進する特区とする。		
114020	電子政府に係る特定国際種事業に係る各種手続の民間委託の可能化	絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第33条第1項	届出をした特定国際種事業を行う者に対し、その特定国際種事業に関する報告を求め、又はその施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	報告徴収: D-1 立入検査: A		D-1 予算の範囲内において報告徴収に係る事務の一部について、民間企業又はその従業者に委託することは現行制度上可能。 A また、立入検査については、下記の要件を整備した上で、予算の範囲内において立入検査に係る事務の一部について民間団体への委託を認める特例を設ける。 数値目標については、その数値目標が高ければ高いほど、新たな財源措置を伴う可能性が高いため、今回特区において調べる特例措置の対象としない。 委託事務を受ける要件 1.信用失墜行為の禁止、2.守秘義務、3.個人情報の保護、4.強制的監督権										3005012	社団法人日本テレワーク協会(マイクロボジネス協議会)	行政事務アウトソーシング(特定国際種事業に係る報告徴収及び立入検査の民間委託)	関東経済産業局長が経済産業大臣等から事務委任を受けた法執行事務のうち電子政府構築計画に基づき、手続電子化に伴うアウトソーシングによって効率的な執行が図られることが期待される事務(具体的には、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第19条第1項に基づく(報告徴収及び立入検査、第33条の5で準用する第33条第1項に基づく(報告徴収及び立入検査等の各種手続)について、アウトソーシングを適切かつ実効的に推進するため、受託関係者の守秘義務、個人情報保護義務、中立性確保義務、贈収賄罪についてのみなし公務員規定、強制権限に基づく(業務監督規定等の委託環境を整備する一方、これらの業務について法律が「職員」にしか事務処理を認めていない)規定を緩和するとともに、行政が数値目標を明示した民間委託計画の作成を義務づけ、その全部又は一部を民間委託することを促進する特区とする。			
114020	電子政府に係る特定国際種事業に係る各種手続の民間委託の可能化	絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第33条第1項	届出をした特定国際種事業を行う者に対し、その特定国際種事業に関する報告を求め、又はその施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	報告徴収: D-1 立入検査: A		D-1 予算の範囲内において報告徴収に係る事務の一部について、民間企業又はその従業者に委託することは現行制度上可能。 A また、立入検査については、下記の要件を整備した上で、予算の範囲内において立入検査に係る事務の一部について民間団体への委託を認める特例を設ける。 数値目標については、その数値目標が高ければ高いほど、新たな財源措置を伴う可能性が高いため、今回特区において調べる特例措置の対象としない。 委託事務を受ける要件 1.信用失墜行為の禁止、2.守秘義務、3.個人情報の保護、4.強制的監督権											3055012	特定非営利活動法人マルメディア・エデュショナル・フォーラム	行政事務アウトソーシング(特定国際種事業に係る報告徴収及び立入検査の民間委託)	近畿経済産業局長が経済産業大臣等から事務委任を受けた法執行事務のうち電子政府構築計画に基づき、手続電子化に伴うアウトソーシングによって効率的な執行が図られることが期待される事務(具体的には、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第19条第1項に基づく(報告徴収及び立入検査、第33条の5で準用する第33条第1項に基づく(報告徴収及び立入検査等の各種手続)について、アウトソーシングを適切かつ実効的に推進するため、受託関係者の守秘義務、個人情報保護義務、中立性確保義務、贈収賄罪についてのみなし公務員規定、強制権限に基づく(業務監督規定等の委託環境を整備する一方、これらの業務について法律が「職員」にしか事務処理を認めていない)規定を緩和するとともに、行政が数値目標を明示した民間委託計画の作成を義務づけ、その全部又は一部を民間委託することを促進する特区とする。		

11 経済産業省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
114030	電子政府に係る下請代金法関係手続の民間委託の可能化	下請代金支払遅延等防止法第9条第2項	下請代金支払遅延等防止法第9条第2項において、「中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる」としている。このうち、検査に係る事務処理の一部を経済産業局長に委任している。	立入検査 C 報告聴取 D-1		C 下請代金支払遅延等防止法に基づく立入検査は、私人間の取引に介入し、法違反の疑いのある事業者に対して下請取引に関する帳簿書類を検査し、必要に応じ申告者からの情報や企業担当者からの供述を手がかりにして、とすれば秘匿しようとする事業者の違反行為を明らかにし指摘するものであり、立入検査という行為そのものが法解釈に直接結びつくこととなるなど、中立的な立場にあり経験・知見を有する行政官が公権力を行使することによって規制法としての実効性・効率性が保たれる業務である。したがって、当該業務の民間委託は不適当であると考えられる。 D-1 下請代金支払遅延等防止法第9条第2項に基づく報告徴収に係る事務処理を経済産業省職員以外の者が行うことは、現行の規定により対応可能。						今回の規制緩和要望の対象となっている管理コード114020(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく特定国際種事業に係る各種手続き)に記載の立入検査は、対象が経済産業大臣に届出をした事業者に限られ、その内容も届出を行った特定国際種事業に関する比較的定型的なものとなっている。 他方、下請代金支払遅延等防止法に基づく立入検査は、下請取引を行っている全ての親事業者とその取引相手である下請事業者が対象となり、対象事業者間の多種多様な下請取引全般について、帳簿書類を細かく検査することによって取引実態を把握した上で、その場で法解釈を当てはめ、違反行為の有無を確認することが求められている。すなわち、立入検査の実施は多様な企業間取引に深く介入し、法解釈及びそれに基づく判断が必要な業務となっている。 以上比較検討の結果、下請代金支払遅延等防止法に基づく立入検査は、管理コード114020の検査と同様な内容とはいえず、中立的な立場にあり現場での確かな法解釈と高度な行政判断を行いうる行政官が検査業務を行うことが適切であると考えられるため、当初の検討結果どおり、特区での対応は不可能とする。					3005020	社団法人日本テレワーク協会(マイクロボジネス協議会)	行政事務アウトソーシング=雇用創出特区(電子政府に係る下請代金法関係手続の民間委託)	関東経済産業局長が経済産業大臣等から事務委任を受けた法執行事務のうち電子政府構築計画に基づき、手続電子化に伴うアウトソーシングによって効率的な執行が図られることが期待される事務(具体的には、下請代金支払遅延防止法第9条第2項に基づく(報告徴収及び立入検査等の各種手続)について、アウトソーシングを適切かつ実効的に推進するため、受託関係者の守秘義務、個人情報保護義務、中立性確保義務、徴収贈罪についてのみなし公務員規定等の委託環境を整備する一方、これらの業務について法律が「職員」にしか事務処理を認めない規定を緩和するとともに、行政が数値目標を明示した民間委託計画の作成を義務づけ、その全部又は一部を民間委託することを促進する特区とする。			
114030	電子政府に係る下請代金法関係手続の民間委託の可能化	下請代金支払遅延等防止法第9条第2項	下請代金支払遅延等防止法第9条第3項において、「中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる」としている。このうち、検査に係る事務処理の一部を経済産業局長に委任している。	立入検査 C 報告聴取 D-1		C 下請代金支払遅延等防止法に基づく立入検査は、私人間の取引に介入し、法違反の疑いのある事業者に対して下請取引に関する帳簿書類を検査し、必要に応じ申告者からの情報や企業担当者からの供述を手がかりにして、とすれば秘匿しようとする事業者の違反行為を明らかにし指摘するものであり、立入検査という行為そのものが法解釈に直接結びつくこととなるなど、中立的な立場にあり経験・知見を有する行政官が公権力を行使することによって規制法としての実効性・効率性が保たれる業務である。したがって、当該業務の民間委託は不適当であると考えられる。 D-1 下請代金支払遅延等防止法第9条第2項に基づく報告徴収に係る事務処理を経済産業省職員以外の者が行うことは、現行の規定により対応可能。						今回の規制緩和要望の対象となっている管理コード114020(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく特定国際種事業に係る各種手続き)に記載の立入検査は、対象が経済産業大臣に届出をした事業者に限られ、その内容も届出を行った特定国際種事業に関する比較的定型的なものとなっている。 他方、下請代金支払遅延等防止法に基づく立入検査は、下請取引を行っている全ての親事業者とその取引相手である下請事業者が対象となり、対象事業者間の多種多様な下請取引全般について、帳簿書類を細かく検査することによって取引実態を把握した上で、その場で法解釈を当てはめ、違反行為の有無を確認することが求められている。すなわち、立入検査の実施は多様な企業間取引に深く介入し、法解釈及びそれに基づく判断が必要な業務となっている。 以上比較検討の結果、下請代金支払遅延等防止法に基づく立入検査は、管理コード114020の検査と同様な内容とはいえず、中立的な立場にあり現場での確かな法解釈と高度な行政判断を行いうる行政官が検査業務を行うことが適切であると考えられるため、当初の検討結果どおり、特区での対応は不可能とする。					3005020	特定非営利活動法人マルメディア・エデュショナル・フォーラム	行政事務アウトソーシング=雇用創出特区(電子政府に係る下請代金法関係手続の民間委託)	近畿経済産業局長が経済産業大臣等から事務委任を受けた法執行事務のうち電子政府構築計画に基づき、手続電子化に伴うアウトソーシングによって効率的な執行が図られることが期待される事務(具体的には、下請代金支払遅延防止法第9条第2項に基づく(報告徴収及び立入検査等の各種手続)について、アウトソーシングを適切かつ実効的に推進するため、受託関係者の守秘義務、個人情報保護義務、中立性確保義務、徴収贈罪についてのみなし公務員規定等の委託環境を整備する一方、これらの業務について法律が「職員」にしか事務処理を認めない規定を緩和するとともに、行政が数値目標を明示した民間委託計画の作成を義務づけ、その全部又は一部を民間委託することを促進する特区とする。			
114040	電子政府に係る揮発油品確保法関係手続の民間委託の可能化	揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品確法」という。))第20条第1項、第2項、第3項	第20条第1項 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、揮発油販売業者等又は指定分析機関に対し、その業務に関し報告させることができる。 第20条第2項 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に対し、揮発油販売業者等の事務所、給油所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り揮発油等の必要な試料を収去させることができる。 第20条第3項 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定分析機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	報告聴取 D-1 立入検査 A		D-1 品確法第20条第1項に基づく報告徴収については、効率的な法執行のために適切に認められる範囲内かつ予算の範囲内において、その事務の一部を民間団体等へ委託し、報告徴収を行わせることは認められる。 また、品確法第20条第2項及び第3項に基づく立入検査等については、構造改革特別区域法において、当該業務を遂行する上で必要不可欠な下記の要件に関する規定を整備した上で、効率的な法執行のために適切に認められる範囲内かつ予算の範囲内において、その事務の一部を民間団体等へ委託し、立入検査業務等を行わせることを認める特例を設ける。 なお、数値目標については、本件対象となる事務の量やその中で外部委託することが適当である業務の量は法律の遵守状況等の外的要因によって左右されるため、今回特区において掲げる特別措置の対象とはしないこととする。 (1)委託業務を受ける民間企業の役員若しくは従業員又は個人に關し確保すべき事項 1. 信用失墜行為の禁止 2. 守秘義務 3. 個人情報保護の確保 4. 強制的監視権 5. みなし公務員 6. 職務遂行に当たり、法令及び委託者の職務上の命令に忠実に従うこと等 (2)委託業務を受ける民間企業の役員若しくは従業員又は個人は、次の条件のいずれか一つに該当すること ・揮発油等の品質の確保に關し必要な知識を有する者 ・揮発油販売業者等との関係において、資本、役員、取引関係等から見て、中立性が担保されていること等 (3)委託契約後、次のいずれかに該当することが認められた場合、委託契約は解除されるものとする。この場合、解除されたものの新たな委託申請については相当な程度において判断されるべきものとする。 1. (1)に抵触すること。若しくは抵触するおそれがあることが認められた場合 2. (2)を満たさなくなった場合	ただし、委託業務を受ける民間団体等の役員若しくは従業員又は個人は、次の欠格事項のいずれにも該当しないこと 1 成年被後見人、被保佐人又は被補助人 2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から一定期間を経過しない者 3 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から一定期間を経過しない者										3005030	社団法人日本テレワーク協会(マイクロボジネス協議会)	行政事務アウトソーシング=雇用創出特区(電子政府に係る揮発油品確保法関係手続の民間委託)	関東経済産業局長が経済産業大臣等から事務委任を受けた法執行事務のうち電子政府構築計画に基づき、手続電子化に伴うアウトソーシングによって効率的な執行が図られることが期待される事務(具体的には、揮発油の品質の確保等に関する法律第20条第1項に基づく(報告徴収、第2項に基づく(試料の収去、第3項に基づく(立入検査等の各種手続)について、アウトソーシングを適切かつ実効的に推進するため、受託関係者の守秘義務、個人情報保護義務、中立性確保義務、徴収贈罪についてのみなし公務員規定、強制権限に基づく業務監視規定等の委託環境を整備する一方、これらの業務について法律が「職員」にしか事務処理を認めない規定を緩和するとともに、行政が数値目標を明示した民間委託計画の作成を義務づけ、その全部又は一部を民間委託することを促進する特区とする。			
114040	電子政府に係る揮発油品確保法関係手続の民間委託の可能化	揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品確法」という。))第20条第1項、第2項、第3項	第20条第1項 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、揮発油販売業者等又は指定分析機関に対し、その業務に関し報告させることができる。 第20条第2項 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に対し、揮発油販売業者等の事務所、給油所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り揮発油等の必要な試料を収去させることができる。 第20条第3項 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定分析機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	報告聴取 D-1 立入検査 A		D-1 品確法第20条第1項に基づく報告徴収については、効率的な法執行のために適切に認められる範囲内かつ予算の範囲内において、その事務の一部を民間団体等へ委託し、報告徴収を行わせることは認められる。 また、品確法第20条第2項及び第3項に基づく立入検査等については、構造改革特別区域法において、当該業務を遂行する上で必要不可欠な下記の要件に関する規定を整備した上で、効率的な法執行のために適切に認められる範囲内かつ予算の範囲内において、その事務の一部を民間団体等へ委託し、立入検査業務等を行わせることを認める特例を設ける。 なお、数値目標については、本件対象となる事務の量やその中で外部委託することが適当である業務の量は法律の遵守状況等の外的要因によって左右されるため、今回特区において掲げる特別措置の対象とはしないこととする。 (1)委託業務を受ける民間企業の役員若しくは従業員又は個人に關し確保すべき事項 1. 信用失墜行為の禁止 2. 守秘義務 3. 個人情報保護の確保 4. 強制的監視権 5. みなし公務員 6. 職務遂行に当たり、法令及び委託者の職務上の命令に忠実に従うこと等 (2)委託業務を受ける民間企業の役員若しくは従業員又は個人は、次の条件のいずれか一つに該当すること ・揮発油等の品質の確保に關し必要な知識を有する者 ・揮発油販売業者等との関係において、資本、役員、取引関係等から見て、中立性が担保されていること等 (3)委託契約後、次のいずれかに該当することが認められた場合、委託契約は解除されるものとする。この場合、解除されたものの新たな委託申請については相当な程度において判断されるべきものとする。 1. (1)に抵触すること。若しくは抵触するおそれがあることが認められた場合 2. (2)を満たさなくなった場合	ただし、委託業務を受ける民間団体等の役員若しくは従業員又は個人は、次の欠格事項のいずれにも該当しないこと 1 成年被後見人、被保佐人又は被補助人 2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から一定期間を経過しない者 3 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から一定期間を経過しない者											3005030	特定非営利活動法人マルメディア・エデュショナル・フォーラム	行政事務アウトソーシング=雇用創出特区(電子政府に係る揮発油品確保法関係手続の民間委託)	近畿経済産業局長が経済産業大臣等から事務委任を受けた法執行事務のうち電子政府構築計画に基づき、手続電子化に伴うアウトソーシングによって効率的な執行が図られることが期待される事務(具体的には、揮発油の品質の確保等に関する法律第20条第1項に基づく(報告徴収、第2項に基づく(試料の収去、第3項に基づく(立入検査等の各種手続)について、アウトソーシングを適切かつ実効的に推進するため、受託関係者の守秘義務、個人情報保護義務、中立性確保義務、徴収贈罪についてのみなし公務員規定、強制権限に基づく業務監視規定等の委託環境を整備する一方、これらの業務について法律が「職員」にしか事務処理を認めない規定を緩和するとともに、行政が数値目標を明示した民間委託計画の作成を義務づけ、その全部又は一部を民間委託することを促進する特区とする。		

11 経済産業省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例事項推進番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
114050	電子政府に係る省工本法関係手続の民間委託の可能化	エネルギーの使用の合理化に関する法律第25条第1項及び第2項	(報告及び立入検査) 主務大臣は、第12条及び第12条の5の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対し、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	立入検査 - A	報告聴取 - D - 1	A 構造改革特別区域において、省工本法第25条第2項に基づき立入検査については、当該業務を遂行する上で必要不可欠な下記の要件を整備した上で、本條の範囲内において、その事務の一部を民間団体等へ委託し、職員とともに立入検査業務を行うことを認める特例を設ける。数値目標については、その数値目標が高ければ高いほど、新たな財政措置を伴う可能性が高いため、今回特区において講じる特例措置の対象とはしないことが適当。 (例) -委託業務を受ける民間企業の役員若しくは従業員又は個人に対し整備する規定 1. 信用失墜行為の禁止規定 2. 守秘義務規定 3. 個人情報の保護規定 4. 強制的監督権規定 5. みなし公務員規定 6. 職務遂行に当たり、法令及び委託者の職務上の命令に忠実に従うべき旨の規定 等 D - 1 省工本法第25条第1項及び第2項に基づき報告徴収後の事務処理を経済産業省職員以外の者が行うことは、現行の規定により対応可能。											3005040	社団法人日本テレワーク協会(マイクロボビジネス協議会)	行政事務アウトソーシング=雇用創出特区(電子政府に係る省工本法関係手続の民間委託)	関東経済産業局長が経済産業大臣等から委任されている法執行事務の民間へのアウトソーシングを可能とする法整備を行うとともに、当該アウトソーシングの対象となる事務について、関東経済産業局長に数値目標を定めた計画の策定を義務づけアウトソーシングを促進する。	関東経済産業局長が経済産業大臣等から事務委任を受けた法執行事務のうち電子政府構築計画に基づき、手続電子化に伴うアウトソーシングによって効率的な執行が図られることが期待される事務(具体的には、エネルギーの使用の合理化に関する法律第25条第1項に基づく(報告徴収、第2項に基づく(立入検査等の各種手続)について、アウトソーシングを適切かつ実効的に推進するため、受託関係者の守秘義務、個人情報保護義務、中立性確保義務、贈収賄罪についてのみなし公務員規定、強制権限に基づく(業務監督規定等の委託環境を整備する一方、これらの業務について法律が「職員」にしか事務処理を認めない規定を緩和するとともに、行政が数値目標を明示した民間委託計画の作成を義務づけ、その全部又は一部を民間委託することを促進する特区とする。		
114050	電子政府に係る省工本法関係手続の民間委託の可能化	エネルギーの使用の合理化に関する法律第25条第1項及び第2項	(報告及び立入検査) 主務大臣は、第12条及び第12条の5の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対し、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	立入検査 - A	報告聴取 - D - 1	A 構造改革特別区域において、省工本法第25条第2項に基づき立入検査については、当該業務を遂行する上で必要不可欠な下記の要件を整備した上で、本條の範囲内において、その事務の一部を民間団体等へ委託し、職員とともに立入検査業務を行うことを認める特例を設ける。数値目標については、その数値目標が高ければ高いほど、新たな財政措置を伴う可能性が高いため、今回特区において講じる特例措置の対象とはしないことが適当。 (例) -委託業務を受ける民間企業の役員若しくは従業員又は個人に対し整備する規定 1. 信用失墜行為の禁止規定 2. 守秘義務規定 3. 個人情報の保護規定 4. 強制的監督権規定 5. みなし公務員規定 6. 職務遂行に当たり、法令及び委託者の職務上の命令に忠実に従うべき旨の規定 等 D - 1 省工本法第25条第1項及び第2項に基づき報告徴収後の事務処理を経済産業省職員以外の者が行うことは、現行の規定により対応可能。											3055040	特定非営利活動法人マルチメディア・エデュイノベーション・フォーラム	行政事務アウトソーシング=雇用創出特区(電子政府に係る省工本法関係手続の民間委託)	近畿経済産業局長が経済産業大臣等から委任されている法執行事務の民間へのアウトソーシングを可能とする法整備を行うとともに、当該アウトソーシングの対象となる事務について、近畿経済産業局長に数値目標を定めた計画の策定を義務づけアウトソーシングを促進する。	近畿経済産業局長が経済産業大臣等から事務委任を受けた法執行事務のうち電子政府構築計画に基づき、手続電子化に伴うアウトソーシングによって効率的な執行が図られることが期待される事務(具体的には、エネルギーの使用の合理化に関する法律第25条第1項に基づく(報告徴収、第2項に基づく(立入検査等の各種手続)について、アウトソーシングを適切かつ実効的に推進するため、受託関係者の守秘義務、個人情報保護義務、中立性確保義務、贈収賄罪についてのみなし公務員規定、強制権限に基づく(業務監督規定等の委託環境を整備する一方、これらの業務について法律が「職員」にしか事務処理を認めない規定を緩和するとともに、行政が数値目標を明示した民間委託計画の作成を義務づけ、その全部又は一部を民間委託することを促進する特区とする。		
116010	電気供給の自由化	電気事業法第18条第5項	一般電気事業者は、供給区域以外の地域における一般の需要に応じた電気供給ができない。	C		平成16年4月以降は、契約電力500kW以上の高圧需要家に、平成17年4月以降はすべての高圧需要家に段階的に拡大することとなり、それらの需要家については、特区に限らず、全国ですべての一般電気事業者及び新規参入者からの電力供給が可能となります。その後、家庭を含めた全面自由化については、供給信頼度の確保、エネルギー・セキュリティや環境保全等の課題の両立、最終保障、ユニバーサルサービスの確保、実務的課題等について検討を行った上で実施することが適切であり、自由化範囲拡大に伴う需要家選択肢の拡大状況等を判断する必要があるため、平成17年4月から2年程度経過した平成19年4月を目的に、検討を開始する予定となっています。特区においても、現時点で電力の全面自由化を行う場合、上記の課題について、今後検証する必要があります。また、特に需要家に対し安定供給や実質的な選択肢の確保について担保する措置を講ずることが困難であり、特区においても対応することができない。												3121010	個人	電気供給特区	電気特定供給事項の撤廃	電気事業法により現在、我が国全土に一般電気事業者の供給区域が設定されている。この供給区域を特区内において撤廃し、どの一般電気事業者からも電気供給を受けれるようにする。	特区内において操業する既存事業所の、製造コスト低減を図る。
116020	小水力発電装置において、ダム水路主任技術者の交付を受けている者からダム水路主任技術者を選任しなければならないとする要件の緩和	電気事業法第43条、同法施行規則第52条	主任技術者免状の交付を受けている者の中からダム水路主任技術者を選任しなければならない。	D - 1		自家用電気工作物に係る発電設備については、一定の要件を満たす場合(水力発電については、出力が500キロワット未満のもの等)、経済産業大臣の許可を受け、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる(電気事業法第43条第2項)としている。 本件の発電機は出力が約500キロワットであるため、新たに外部に委託することなく、免状を有していない職員の中からダム水路主任技術者を選任するための申請を行うことが可能であること、また、提案者に対して、提案内容を確認したところ、免状を有しているダム水路主任技術者を非選任とするもの、自主保安体制を確保するための責任者を別形式で選任することを不要とすることまでは求めないことから、現行規定で対応可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	本件の発電機については、経済産業大臣の許可を受け、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができるとの回答であるが、許可を受けるために必要な要件を明確に示したいたきたい。また、簡易な手続きで今回の提案内容が実現できるのであれば、そもそも経済産業大臣の認可を不必要とすることを何故できないのか、示していただきたい。		D - 1							1188010	華加市	安全で活力あちつくり特区(環境にやさしい水圧発電)	小水力発電装置には、ダム水路主任技術者を不要とする	華加市内の各浄水場では3.5-5.0kg/cm ² の水圧を1.0kg/cm ² に減圧して受水しているが、その減圧したエネルギーを有効活用し、受水管の減圧弁に代えて水力発電機を設置して発電を行う。		

11 経済産業省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
116030	液化ガス設備工事届出の適正化	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、経済産業省令で定める多数の者が出入りする施設等に係る液化石油ガス設備工事をした者は、その旨を当該施設等の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。なお、当該施設等を廃止した場合は、届け出る必要はない。	A	1	これまでの事後規制としていたものを事前規制に切り替えること及び設備を撤去した場合の届出義務の新設などは、事業者にとって著しい事業コストの増大につながる可能性が高いため、慎重な検討を要することから、以下のスキームにより特区として対応する。 スキーム 地方公共団体において、基準不適合な設備工事の事例が著しく多いという統計的な事実を明らかにするとともに、多くの基準不適合事例が発生する理由として挙げられている「埼玉県独自の指摘指針の周知不徹底」という状況を改善するための措置を講じた後、合理的な期間を待たずに閣内から、当該状況が改善されないという統計的な事実が明らかになった場合に限り、工事施行者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3に基づき都道府県知事に対する事後の届出は不要となるが、特区認定を受けた地方公共団体の長(以下、認定地方公共団体の長)に対し、予めその工事を行う旨を届出なければならないこととし、認定地方公共団体の長は、工事を行う前の届出を受けた後は速やかに管轄する都道府県知事に報告しなければならないこととする。また、認定自治体地方公共団体の長が、当該特区内の災害の発生を防止を図る観点から、設備の設置状況について詳細に把握することが必要不可欠であると認められた場合、最先事業者に対し、当該特区内の関係に規定する施設内に設置されている設備を指定する際の届出義務を新たに課することができる。その際、新たに届出義務を課すること以外の手続きを検討した上で、他の手段をもってはその目的を達成することができないことが明らかとなる場合に限る。なお、当該地方公共団体の長は、上記いずれかの場合においても、これらの特例措置を利用し、特区計画を申請するにあたっては、予め管内の関係事業者の意見を聞かなければならない。												1187010	草加市	安全で活力あるまちづくり特区 (「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の条文改正)	草加市においては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事をした者は、遅滞なく…都道府県知事(権原移譲により市町町長)に届け出なければならない。」と規定されているが、「…工事を行う者は、あらかじめ、その旨を…届け出なければならない。」と改正する。 また、この条文には、施設を廃止した時の届出義務の規定がないので、規定を設ける。	草加市においては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事をした者は、遅滞なく…都道府県知事(権原移譲により市町町長)に届け出なければならない。」と規定されているが、「…工事を行う者は、あらかじめ、その旨を…届け出なければならない。」と改正する。 また、この条文には、施設を廃止した時の届出義務の規定がないので、規定を設ける。	
116040	水素利用技術にかかわる研究施設における実証実験の円滑化	高圧ガス保安法14条	第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更工事の場合は、この限りでない。	B		最先端の研究開発とはいえ、作業員及び周辺住民の安全を確保する必要性に変わりなく、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、一定の条件を設けた上で手続を簡素化する方向で検討を行い、平成16年度中に全国的に対応することとする。		一定の条件とは何か、回答された1、		B		現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、措置を講ずることであるが、試験研究の実態を踏まえて、今後検討する。例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。						1119010	福岡市	燃料電池システム研究開発特区	「水素利用技術センター」等の研究施設では、高圧ガス保安法の特例を受けて、水素利用技術に関する研究開発上の実証実験を迅速に行うことができるような許可を要する	「水素利用技術センター」等の研究施設では、高圧ガス保安法の特例を受けて、水素利用技術に関する研究開発上の実証実験を迅速に行うことができるような許可を要する	
116050	高圧ガス施設における保安検査期間の延長	コンビナート等保安規則第34条第2項	都道府県知事が行う保安検査は、1年に1回行う。	D-2		高圧ガス施設における保安検査は原則として年1回、100m3以上の処理能力を有する第1種製造者に義務づけられているが、処理能力が1日100m3を超えものは、事故発生率が比較的高いことから、これを第1種製造者としているものである。保安検査の周期については、高圧ガス設備の材質に対するガスの腐蝕性など各設備ごとの個別の使用条件を無視することはできず、これを一律に2年とすることはできない。なお、実証試験によるデータや文献等により当該施設の機能維持状況について一定期間の健全性が確保でき、検査期間を延長しても現行規制で担保される安全性と同等の安全性が経済産業大臣により確認される場合には、特区1125により保安検査期間の変更も可能となる。											2005020	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区	高圧ガス施設における保安検査期間変更事業	第一種事業者にかかる保安検査において、処理能力の小さい製造施設(1,000m ³ /d以下)に対し年1回行われている保安検査周期を2年に1回に延長する。	第一種事業者は年1回保安検査を受けなければならない。一方で、第二種事業者は年1回の定期自主検査を行うことで、保安検査の義務付けはない。そこで第一種事業者で、1,000m ³ /d以下の規模の小さい製造施設に関しては、2年に1回の保安検査とすることで、高圧ガス製造事業を円滑に行うことができる。	
116060	石油コンビナート等の施設の変更に係る届出先の都道府県への移管	石油コンビナート等災害防止法第5条、7条、11条、12条、13条	新設等の届出をしようとするものは、総務大臣及び経済産業大臣にそれぞれ届出書を提出しなければならない。	D-3		現在でも、消防庁と経済産業省が同時に申請受付を行い、申請者の便宜を図っている。なお、窓口の一元化については、「電子政府構築計画」の策定に向けて(平成15年3月31日各府省情報統括責任者連絡会議決定)に基づき、平成16年4月1日から総務省で一本化するよう予定している。また、総務省と経済産業省との間に様式の差はない。												2005060	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区	石油コンビナート等の施設の変更に係る届出先の都道府県への移管	総務省、経済産業省、厚生労働省、への石油コンビナート等災害防止法における届出の窓口の一本化	石油コンビナート等災害防止法及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令(レイアウト省令)により、事業所の新設・変更の届出先が総務省及び経済産業省扱いとなっている事項について、総務省、経済産業省はもとより、国土交通省等の多岐に亘る審査を必要としているため、申請回数が増え、事業者の事務経費・負担が大きいため、申請回数が増える事業者の負担を軽減するため、窓口の一本化を要望する。
116070	高圧ガス製造のための施設等の変更に関わる許可、届出の簡素化	一般高圧ガス保安規則第15条	高圧ガス製造施設の変更工事の内容に応じて、都道府県知事に許可申請又は届出を行うこととなっている。	B		最先端の研究開発とはいえ、作業員及び周辺住民の安全を確保する必要性に変わりなく、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、一定の条件を設けた上で手続を簡素化する方向で検討を行い、平成16年度中に全国的に対応することとする。		一定の条件とは何か、回答された1、		B		現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、措置を講ずることであるが、試験研究の実態を踏まえて、今後検討する。例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。						2023010	仙台市	国際知産産業特区	高圧ガス製造のための施設等の変更に関わる許可、届出の簡素化	従来、施設等を変更する場合で規則で定める軽微な変更工事以外には、第1種製造者は知事への届出を必要とされているが、本研究についてはガス種の安全性を認め、軽微な変更以外でも第1種製造者は知事への届出、第2種製造者は届出を不要とする。	超臨界状態(超高温、高温)の環境下での自然溶媒(水や二酸化炭素)の特異な性質を利用して環境負荷低減化学反応、次世代洗浄、特定成分の抽出等の技術により新産業創造・効率化を図る研究事業を行うもの、研究の性格上、高圧ガスを取り扱うことから高圧ガス規制法による規制が適用となり、研究の効率を妨げている。取扱うガス種は安全性が高いことから所要の規制緩和により、本研究の効率的な実施環境を整備し、産業化の早期実現と高度技術の創出を図る。

11 経済産業省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
116080	外国において製造され、輸入される高圧ガス製造のための特定設備検査の簡素化	高圧ガス保安法第56条の3第2項	特定設備の輸入をした者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その特定設備について、経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関が行う特定設備検査を受けなければならない。	C		高圧ガス保安法における技術上の基準と同等な国際的な規格は、現時点においては当方としては必ずしも承知していないところ、国内における当該設備の安全性を確保するためには、国外の製造業者が製造した特定設備が高圧ガス保安法における技術上の基準に現に適合しているか否かの検証を別途行うことが必要であり、その検証を行う手段として、特定設備検査以外の手段は存在しないことから、特区として対応することは困難である。 なお、経済産業大臣の登録を受けた外国登録特定設備製造業者が設備であって特定設備基準適合証の交付を受けたものについては、特定設備検査を受ける必要はなく、そのような制度の活用により、場合によっては、現行制度で対応することも可能である。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。		C		ASMEの規格が例示基準に採用されたことにより、検査データの提出をもって検査の実施に替える、との検査の簡素化が行われている。	貴省の回答により、提案内容は実現可能と解することができるとの回答された。	C		国内における当該設備の安全性を確保するためには、国内外の製造業者が製造した特定設備が高圧ガス保安法における技術上の基準に現に適合しているか否かの検証を別途行うことが必要であり、その検証を行う手段として、特定設備検査以外の手段は存在しない。(登録特定設備製造業者又は外国登録特定設備製造業者が製造した特定設備を除く。)たとえ、国際的な規格に従って製造された特定設備であっても、特定設備検査を単に不要とすることで検査の省略を図ることはできない。ただし、ASMEの規格については、技術上の基準として可能な限り取り入れた特定設備検査規則の例示基準があるので、検査データの提出をもって検査の実施に替える、との検査の簡素化が可能となっている。	2023020	仙台市	国際知的産業特区	外国において製造され、輸入される高圧ガス製造のための特定設備検査の簡素化	従来、外国で製造された特定設備検査を受けなければならないが、国際的な規格に基づいて海外で製造された超臨界流体利用試験施設を導入する場合は、当該製品の安全性は国内の登録特定設備製造業者が製造した製品と同等であることから、高圧ガス保安法に定める技術上の基準を満足するものであると認め、輸入特定設備検査を不要とする。	超臨界状態(超高压、高温)の環境下での自然溶媒(水や二酸化炭素)の特異な性質を利用して環境負荷低減化学反応・効率化を図る研究事業を行うもの。研究の性格上、高圧ガスを取り扱うことから高圧ガス規制法による規制が適用となり、研究の効率を妨げている。取扱うガス種は安全性が高いことから所要の規制緩和により、本研究の効率的な実施環境を整備し、産業化の早期実現と高度技術の創出を図る。	
116090	特殊な設計による高圧ガス製造のための特定設備検査の簡素化	高圧ガス保安法第4項、特定設備検査規則第51条	経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、経済産業省令で定める方法により特定設備検査を行い、当該特定設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。 特殊な設計による特定設備について経済産業大臣の認可を受けた場合は、特定規則第10条から第45条までの規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第56条の3第4項の技術上の基準とする。	D-1		100MPaを超える特定設備であっても、特定設備検査規則第10条から第45条までの技術上の基準に適合すれば特定設備検査に合格となることから、必ずしも大臣の特別認可を受ける必要はない。		KHK自主基準に適合しているものについては、大臣の特別認可を要せずに包括的に認可することとし、手続を簡素化できないか検討の上、回答された。		D-1		KHK自主基準は、特殊な設計による特定設備について認可する際の判断基準の一部であり、当該特定設備に係る基準ごとに評価する必要がある。なお、同一仕様の特定設備を複数製造等する場合には、包括的に認可することは可能である。	KHK自主基準に適合していることで、特別認可の手続きにおいて、事業者が合理的な判断基準を提示するために要する時間及び事前評価委員会が当該基準を評価するために要する時間が短縮される。	D-1		特殊な設計による高圧ガス製造のための特定設備検査の簡素化	2023030	仙台市	国際知的産業特区	特殊な設計による高圧ガス製造のための特定設備検査の簡素化	従来、100MPaを超える特定設備の場合、特別認可申請手続きを必要とするが、特定設備に使用が認められている材料を使用し、KHK自主基準である「超高压ガス設備に関する基準(KHK S-0220-1998)」に基づいて設計、製造し、かつ特定設備を超臨界流体施設に導入する場合には、高圧ガス保安法に定める技術上の基準を満足するものであると認め、特別認可申請手続きを簡素化する。	超臨界状態(超高压、高温)の環境下での自然溶媒(水や二酸化炭素)の特異な性質を利用して環境負荷低減化学反応・効率化を図る研究事業を行うもの。研究の性格上、高圧ガスを取り扱うことから高圧ガス規制法による規制が適用となり、研究の効率を妨げている。取扱うガス種は安全性が高いことから所要の規制緩和により、本研究の効率的な実施環境を整備し、産業化の早期実現と高度技術の創出を図る。	
116100	高圧ガス製造の製造許可に関する処理量条件の規制緩和	高圧ガス保安法第5条第1項、高圧ガス保安法施行令第3条	処理能力が100立方メートル(不活性ガス等の場合は300立方メートル)以上の高圧ガスを製造する場合は都道府県知事の許可を受けなければならない。	C		高圧ガス保安法では原則として、1日の処理能力が100m3以上のものは比較的事故率が高いことから第1種製造者として高圧ガスの製造にあたり都道府県知事の許可を受けることを義務づけ、100m3未満のものは比較的事故率が低いものの一定の事故率はあることから第2種製造者として高圧ガスの製造の事業開始の日20日前までに都道府県知事への届出を義務づけているところ。尚、第1種ガスにあっては、基準となる処理能力を1日あたり300m3としている。本件事業で使用する炭酸ガスについては、他の全ての第1種ガスと比較して、超高压・高温の下で行われる各実験において、現時点では特に安全性が高いと認められないため、高圧ガス製造の許可を得ていない者は、安全性を確保するために必要十分な知識・体制等を有していることが確認されていないため、そのような者が第1種ガスを取り扱うことになれば、一層事故等が発生する可能性が高くなり、その事故等を回避し、安全性を確保するための代替措置が存在しないことから、現時点では特区として対応することは困難である。		同等の安全性を確保できることを証明することにより、大臣の特別認可が受けられるようできないか検討の上、回答された。		C		都道府県知事の許可を受ける際の技術基準の特例として、現行制度においても、高圧ガスの種類、周囲の状況その他の関係により危険のおそれがない場合には、大臣の特別認可を受けることができる。	提案内容を実現する観点から、第1種製造者を定める基準について、地方公共団体が第2種製造者と同等の安全性を確保できるように、大臣の特別認可が受けられるようできないか再度検討の上、回答された。	C		第1種製造者は、高圧ガスの製造において、取り扱う高圧ガスの量が多いなど特に危険性が高いため、安全性を確保するために必要十分な知識・体制等を有していることを確認した者に対してのみ認めるとすることで「許可」にかからしめているものである。一方、第2種製造者は、第1種製造者同様高圧ガスを取り扱うものの、高圧ガスの処理量が少ないなど比較的危険性は高くはないと考えられるため、「届出」で足りるとされているのである。 第1種製造者に求められる安全性を確保するために必要十分な知識・体制等が第2種製造者が通常担保している水準の安全性を確保する知識・体制等で足りるということになると、第1種製造者が高圧ガスを製造する場合には、事故が発生する可能性が高くなり、その事故等を回避し、安全性を確保するための代替措置が存在しないことから、特区として対応困難。	2023040	仙台市	国際知的産業特区	高圧ガス製造許可に関する処理量条件の規制緩和	本研究に用いる二酸化炭素は第1種ガスに分類され高圧ガスの処理量が「日三百立方メートル以上である設備を使用するものは第1種製造者として都道府県知事の許可を受けなければならないが、超臨界流体利用試験施設における高圧ガス製造においては、処理量条件を三千立方メートル以上に規制緩和し、かつ良好な安全管理実績を証明することで各種の手続きを知事への許可ではなく届出とする。	超臨界状態(超高压、高温)の環境下での自然溶媒(水や二酸化炭素)の特異な性質を利用して環境負荷低減化学反応・効率化を図る研究事業を行うもの。研究の性格上、高圧ガスを取り扱うことから高圧ガス規制法による規制が適用となり、研究の効率を妨げている。取扱うガス種は安全性が高いことから所要の規制緩和により、本研究の効率的な実施環境を整備し、産業化の早期実現と高度技術の創出を図る。	
116110	可燃性天然ガスの自家利用に係る保安技術職員(係員)の選任義務の緩和	鉱山保安法17条第1項、保安規則第3-5号	鉱業権者は石油鉱山において、鉱場保安係員及び設置した設備によって機械保安係員、電気保安係員、鉱毒保安係員を選任しなければならない。(規則第17条第1項) 鉱業権者が鉱山から選任することになっているため、外部委託は認められない。	A		保安技術職員(係員)選任義務の緩和については、当該事業場を管轄する鉱山保安監督部長の現場確認の実施などにより、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることが確認できる場合に限り、保安用務を外部委託することを可能とすることとする。	(前提) 鉱山保安法第四十条の規定により、本件に関する鉱山保安規則の改正を行う場合には、中央鉱山保安協議会の議に付さなければならないこととなっている。										1138020	宮城県	天然ガス利用促進特区	保安技術職員(係員)の選任義務の緩和	温泉事業者(鉱業権者)が、可燃性天然ガスを自家利用する場合、選任が義務付けられている保安技術職員(係員)を設置せず、保安用務を外部に委託できるようにする。	保安用務を外部委託で行うことにより、事業導入に係る手続きや経費負担が軽減され、可燃性天然ガスをエネルギーとして自家利用することが促進される。	
116120	可燃性天然ガスの自家利用に係る保安技術職員(係員)の選任義務の緩和	鉱山保安規則17条第4項	鉱業権者は係員に2以上の鉱山の係員又は3以上の係員を兼務させてはならない。(規則第17条第4項)	A		保安技術職員(係員)の兼務禁止については、当該事業場を管轄する鉱山保安監督部長の現場確認の実施などにより、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることが確認できる場合に限り、係員が他の事業場の係員を兼務することを可能とすることとする。	(前提) 鉱山保安法第四十条の規定により、本件に関する鉱山保安規則の改正を行う場合には、中央鉱山保安協議会の議に付さなければならないこととなっている。											1138030	宮城県	天然ガス利用促進特区	保安技術職員(係員)の兼務禁止の緩和	保安技術職員(係員)が複数事業場(鉱山)の保安用務を行うことができるよう、他の鉱山との兼務を禁止した規制を緩和する。	兼務により、保安技術職員(係員)を増員することなく(複数事業場(鉱山)の保安用務を行うことが可能となり、受託する事業者の経費軽減にとともに、複数事業者からの保安用務の委託に対応しやすくなる。

11 経済産業省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
116130	可燃性天然ガスの自家利用に係る保安面での規制(距離制限、防爆処理)の緩和	鉱山保安規則326条、563条	引火による火災若しくは爆発のおそれが多い施設又はその施設から8メートル以内に電動機、照明等の電気施設を設けるときは、防爆型の機器を使用しなければならないこと等。(規則第326条) 石油が噴出し、又は噴出するおそれが多い坑井等からは、住宅、学校、病院等の施設に対しては規定された距離をとらなければならない等。(規則第563号)	A		距離制限、防爆処理に係る規定については、当該事業場を管轄する鉱山保安監督部長の現場確認の実施などにより、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とすることとする。	(前提) 鉱山保安法第四十条の規定により、本件に関する鉱山保安規則の改正を行う場合には、中央鉱山保安協議会の議に付さなければならないこととなっている。											保安面での規制(距離制限、防爆処理)の緩和	温泉事業者(鉱業権者)が可燃性天然ガスを利用する場合に適用される、住居等との距離制限、コンセント等の防爆処理の規制を、安全性に配慮しつつ事業場の実態に応じて緩和する。	可燃性天然ガスを利用していないが、温泉事業者が新たに自家利用する場合などに、施設の改造等に係る経費負担が軽減され、事業導入がしやすくなる。新規事業開始の場合も同様。
118010	弁理士派遣の容認 労働者派遣事業関係業務取扱要領第2適用除外業務等3適用除外業務以外の業務に係る制限 弁理士法第75条	労働者派遣事業関係業務取扱要領第2適用除外業務等3適用除外業務以外の業務に係る制限 弁理士法第75条	労働者派遣の対象とはならない 労働者又は特許業務法人でない者は弁理士業務を行うことができない	D-1	本提案内容の趣旨は、弁理士の独立性を保ちつつ、中小企業等の業務効率化、弁理士の働く場の拡大、弁理士の有する専門的知識の社会全体での有効活用等を図ることにあると見られます。この提案趣旨を踏まえ、例えば、顧客からの要請に応じて登録された弁理士に要請業務を連絡し、顧客と弁理士との間で委任契約を締結するといった形態等によって達成することが可能と考えます。 このような弁理士業務をあっせんする行為自体は、弁理士法で禁止されているものではないと解釈されており、本提案内容に対しては、あっせんにより対応することが適切であると見られます。(ただし、あっせんを称しながら、例えば弁理士を実質的にコントロール可能な状況とする等により、結果として弁理士法第75条等の法規に抵触すると評価されるものは当然禁止される。) なお、提案者である(株)東京リーガルマインドから、弁理士業務のあっせんにより本提案目的が達成される旨のご回答があります。	あっせんは可能だが、派遣はできないことか、派遣元と派遣先との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格の対象となっていない業務に及ばないよう、労働者派遣契約あるいは法律で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか、この際、改正された外国弁理士法による法律事務の取扱いに関する特別措置法の第49条の2第1項では「外国法共同事務弁理士は、当該外国法共同事業に係る弁理士又は弁理士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁理士の権限外法律事務に当たるとの取扱いについては、不当な関与をしてはならない。」との規定があり、これと同様の規定を置くことにより、派遣元との指導・監督権限が資格の対象となっていない業務に及ばないようにはできないのではないか、再度検討し、回答されたい。なお、財務省の回答では、税理士の労働者派遣について、労働者派遣事業者と派遣税理士との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が税理士業務に及ばないことが担保されているのであれば、税理士法人又は開業税理士に税理士を派遣することは可能であるとしているところである。						1. まず、斡旋でなく派遣でできないかという点については、「労働者派遣事業関係業務取扱規定」においても、「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものである」という規定があるように、その趣旨に鑑み、資格を有しない労働者派遣業者が、派遣弁理士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて実質的に派遣先の弁理士業務を取り扱うことになれば、下記4.の様な具体的な弊害が発生するおそれがあることから対応できません。 2. 次に、派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格の対象となっていないが、法律で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか、そして契約や法律による手当の手法として、例えば、改正された外国弁理士法による法律事務の取扱いに関する特別措置法第49条と同様の規定をおくことや、労働者派遣事業者と派遣弁理士との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が弁理士業務に及ばないことを担保した上で、特許業務法人又は開業弁理士に弁理士を派遣することにより対応することが可能ではないかと指摘について、以下.3.に述べます。 3. 一般的に雇用関係における指揮監督権の行使は、個別の指揮命令のみならず包括的な指揮命令も含むものであると解され、現行の弁理士法においては、第75条ではそのような包括的な指揮命令も含めて、無資格者の弁理士業務への介入のおそれを排除する規定を設けています。 派遣する弁理士の資格の対象となっていない業務においては、派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づき指導・監督権限が資格の対象となっていない業務に及ばないよう、労働者派遣契約あるいは法律で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか、そして契約や法律による手当の手法として、例えば、改正された外国弁理士法による法律事務の取扱いに関する特別措置法第49条と同様の規定をおくことや、労働者派遣事業者と派遣弁理士との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が弁理士業務に及ばないことを担保した上で、特許業務法人又は開業弁理士に弁理士を派遣することにより対応することが可能ではないかと指摘について、以下.3.に述べます。 4. 例えば、仮に個別の業務に関する指導・監督を行わないとしても、弁理士を派遣すること自体により、同じ弁理士をライバル関係にある企業へ派遣したり(利益相反)、技術内容からみて必ずしも適切でない弁理士を派遣させる等の問題が生じることがあり、派遣先に弁理士を派遣して弁理士業務を行わせること自体が、包括的な指揮命令権限の行使による弁理士業務とみなすべきものであり、弁理士法の規定、及び弁理士法の基本的な考え方に反するものになります。 5. 外国弁理士法による法律事務の取扱いに関する特別措置法について付言しますと、外国法事務弁理士は一定範囲の法律事務を取り扱い得る権限を有しており、弁理士業務とはその範囲内において権限が重なり合うことから、その範囲内においてのみ外国法事務弁理士に弁理士に対する指揮命令権を認め、他方で、雇用主たる外国法事務弁理士が権限外の業務について被雇用者たる弁理士に対して指揮命令、不当な関与をしないように制限を設けているのであって、派遣元がそもそも弁理士業務に一切の権限を有しない労働者派遣形態は次元を異にするものであり、本提案内容を検討する際に考慮すべき対象とはなりません。 なお、包括的な指揮監督権限を含め、派遣元による弁理士に対するあらゆる関与が排除された形態を仮に想定した場合、もはやそれは労務に服すべきとする雇用関係にある状態とはいえないため、雇用関係を前提とする労働者派遣に関する本提案においては検討することは適切ではありません。	派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格の対象となっていない業務に及ばないよう、労働者派遣契約あるいは法律で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか、そして契約や法律による手当の手法として、例えば、改正された外国弁理士法による法律事務の取扱いに関する特別措置法第49条と同様の規定をおくことや、労働者派遣事業者と派遣弁理士との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が弁理士業務に及ばないことを担保した上で、特許業務法人又は開業弁理士に弁理士を派遣することにより対応することが可能ではないかと指摘について、以下.3.に述べます。	D-1	「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の改正	「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の改正	士業者が派遣形態で働くことを促進する。			
118020	特許の出願手続きの簡素化(提出書類及び記載事項の軽減)	特許法第36条	特許出願にあたっては、所定の事項を記載した願書を提出する必要があるが、願書には明細書、必要図面、要約書を添付しなければならない。また、「特許請求の範囲」や「発明の詳細な説明」などを記載しなければならない。	C	提案のような特例措置を講じ明細書等の出願手続を簡素化すると、特許権の及ぶ範囲が不明確となり、第三者からの予見可能性が低下し、法的安定性を害し、無用な紛争を招くという弊害が生じ、また、このような弊害を除去する代替措置は存在しないため、対応不可能である												特許の出願手続きの簡素化	特許出願にあたっては、所定の事項を記載した願書を提出する必要があるが、願書には明細書、必要図面、要約書を添付しなければならない。また、「特許請求の範囲」や「発明の詳細な説明」などを記載しなければならない。こうした特許出願に係る提出書類及び記載事項を軽減し特許手続きの簡素化を図る。	特許様式を簡素化し、研究成果を公表する時間を短縮することにより、ITのような開発スピードが著しい先端分野における研究開発を促進させる。	
1121030																		国際ITビジネス交流特区		

11 経済産業省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
118030	特許の出願手続きの簡素化(論文の代用)	特許法第36条	特許出願には明細書等の出願書類の提出が必要。	C		提案のような特例措置を講じ明細書等の出願手続きを簡素化すると、特許権の及ぶ範囲が不明確となり、第三者からの予見可能性が低下し、法的安定性を害し、無用な紛争を招くという弊害が生じ、また、このような弊害を除去する代替措置は存在しないため、対応不可能である		論文により仮出願を認めて、先願を認めることはできないか検討の上、回答されたい。	提案は、出願から特許審査までの間に特許内容を明確にするため、特許権の及ぶ範囲について他に影響を与えないものとするため、審査の要件ではなく出願の要件として、論文での出願を認められないかという提案である。なお、特許審査までに別途、明細書で補足をこなせば、範囲の明確化は足りるのではないかと考える。		C	論文の提出後に、一定期間内に特許出願をすれば、出願日が論文提出日に遡る制度(仮出願制度)を導入する場合には、出願日の遡及の要件として、少なくとも後の出願に権利範囲として定義された発明が、もとの論文の中に全て含まれていなければならない。このため、出願日が遡及するか否かは、出願された発明が、提出された論文の中に含まれているか否かを判断しなければならないことになる。 論文と特許出願を比較すると、前者は研究成果の発表を目的としているのに対して、後者では特許権という独占権の取得を目的とするものであり、目的が異なるため記載の仕方も異なる。また、論文自体にも、研究成果の記載の仕方や様式に様々な種類の物が存在する。このため、このような論文と、その後に行われた出願の内容を比較・チェックして、出願日の遡及の要件を満たしているか否かを判断することは、容易ではなく、大きな負担となる。(全ての論文を対象とするのではなく、一定の要件を満たした論文について制度を導入する場合には、さらに実際に提出された論文が、当該要件を満たしているか否かの判断まで求められる。)特許権取得の受益者たる出願人が、出願時に特許書類を整えるという自ら負うべきコストを軽減するために、このような大きな負担を他人の特許出願をチェックする第三者などに負わせることは、特許権が出願人の独占権という極めて強力な権利であることを考えれば、妥当ではない。加えて、提出された論文に本出願の内容が全て含まれていたか否かは、特許権の無効理由の判断の前提とな				1124080	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	特許の出願手続きの簡素化	発明内容を記載した論文の代用を特許出願に必要な説明要件を満たすことを条件に認めることにより、特許手続きの迅速化を図る。	特許様式を簡素化し、研究成果を公表する時間を短縮することにより、バイオ・ゲノムなどのような開発スピードが著しい先端分野における研究開発を促進させる。		
118040	特許出願猶予期間の延長	特許法第30条	特許を受ける権利を有する者が刊行物に発表等した後、6月以内に特許出願を行い、所定の手続きをすれば、その刊行物発表等により新規性、進歩性を喪失しなかったものとみなされる。	C		本制度の利用にあたっては、本人の出願より前に他人の出願があった場合には、その他人の出願が本人の発表より後であったとしても、本人は特許を取得できない点や、我が国と同様の例外規定が存在しない欧州特許庁等へ出願した場合には、本人の発表によって特許を取得できない(無効理由)こととなる点などに留意が必要であり、我が国企業などの企業活動を円滑化するためには、国際的な制度調和の達成が先決である。したがって、知的財産戦略本部においてとりまとめられた「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(2003年7月8日本部決定)に基づき、世界知的所有権機関(WIPO)における実体特許法条約に関する議論など、特許制度の国際的な制度調和の議論の動向を踏まえつつ、新規性喪失の例外が認められる期間の見直し及び要件の緩和を検討し、2004年度末までに結論を得る予定としているところ。そのため、現時点においては、我が国において一定の地域を限定して猶予期間の延長を行うことは、先述のとおり国際的な制度調和が行われていないことから、我が国で生み出された発明が十分な保護を受けられない結果を招く(可能性が高く、それを防止するための代替措置が存在しない)ことから、先行的に特区で対応することは困難。		早期に実施できないか検討された。			C	本制度の利用にあたっては、本人の出願より前に他人の出願があった場合には、その他人の出願が本人の発表より後であったとしても、本人は特許を取得できない点や、我が国と同様の例外規定が存在しない欧州特許庁等へ出願した場合には、本人の発表によって特許を取得できない(無効理由)こととなる点などに留意が必要であり、我が国企業などの企業活動を円滑化するためには、国際的な制度調和の達成が先決である。そのため、現時点において、我が国において猶予期間の延長を行うことは、我が国で生み出された発明が十分な保護を受けられない結果を招く(可能性を増加させることになり、それを防止するための代替措置も存在しない)ことになり、知的財産戦略本部においてとりまとめられた「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(2003年7月8日本部決定)に基づき、世界知的所有権機関(WIPO)における実体特許法条約に関する議論など、特許制度の国際的な制度調和の議論の動向を踏まえつつ、新規性喪失の例外が認められる期間の見直し及び要件の緩和を検討し、2004年度末までに結論を得る予定としているところ。						1124090	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	特許出願猶予期間の延長	発表から6ヶ月以内を1年以上に延長する	研究成果の公表から出願までの期間の確保により、研究の完成度も高まり、バイオ・ゲノムなどのような開発スピードが著しい先端分野における研究開発を促進させる。
119010	国家資格の資格取得に係る要件の緩和(中小企業診断士)	中小企業支援法第11条第1項第2号	中小企業診断士は、中小企業に対する経営支援のため中小企業支援法第11条に基づき「中小企業診断士試験に合格し、省令で定める実務経験を有する者、と同等以上の能力を有する省令で定める者」を経済産業大臣が登録しており、現在の省令で定める者として中小企業大学の養成課程の修了者を規定している。		(検討中)			早急に検討し、回答されたい。				C	現在、「中小企業診断士制度」全体について見直すこととしており、中小企業政策審議会において16年度中に結論を得る予定。その中で、中小企業支援法第11条第1項第2号の運用のあり方についても検討するとしている。					1095010	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	国家資格の資格取得に係る要件の緩和 中小企業診断士 文京アカデミーで行う講座に参加修了することにより、中小企業大学校と同等とみなされ、中小企業診断士として資格を付与するとともに経済産業省に登録できる。講座の内容は、中小企業大学校と同等以上のレベルで行い、講座修了に際しては、資格付与に必要な水準を満たしているかを審査するため、各履修科目ごとに試験を行う。	文京区では、(仮称)文京アカデミーを設置し、今回提案する要件の緩和を行うことにより、行政が一定の間与をしなが、大学、企業、民間カルチャー等の機関がそれぞれに機能を、共存する新たな学習モデルを構築する。	

11 経済産業省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見その他	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
119020	商店街振興組合の設立要件(会員数及び組合員資格業種)の緩和	商店街振興組合法第6条第1項及び第9条	商店街振興組合の地区は小売業又はサービス業に属する事業を営む30人以上が近接してその事業を営む市の区域に属する地域でなければならない(商店街振興組合法第6条第1項)	D - 1		提案内容を先方に確認したところ、商店街振興組合法第6条に規定する小売業又はサービス業に飲食業が含まれないとの誤解があったことから設立要件の30人を下回ると考えていたが、商店街振興組合法では、そもそも飲食業は小売業又はサービス業に含まれるため、現行の法令で設立が可能。												1034010	川口市	商業振興特区	商店街振興組合の設立要件(会員数及び組合員資格業種)の緩和	商店街振興組合法第6条(商店街振興組合の地区)及び第9条(商店街振興組合の設立に規定される設立要件に係る地区の人数及び組合員の業種の緩和、具体的には小売業又はサービス業に属する事業を営む30人以上を15人以上とし、また総組合員の2分の1以上が小売業又はサービス業に属する事業を営む者に飲食店を含むように緩和すること、少数の商業者の商店街や飲食店・各種チェーン店の事業者が組合員として参画し、法人化が可能となり、商店街の主体的活動を促進、街づくりのための地域環境の整備改善が図られる。	小売業又はサービス業に属する事業を営む30人以上を15人以上とし、また総組合員の2分の1以上が小売業又はサービス業に属する事業を営む者に飲食店を含むように緩和すること、少数の商業者の商店街や飲食店・各種チェーン店の事業者が組合員として参画し、法人化が可能となり、商店街の主体的活動を促進、街づくりのための地域環境の整備改善が図られる。
119030	商工会の旅行事業に対する商工会法の緩和	商工会法第3条及び第11条	商工会法第3条において、「商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。」とされている。また、同法第11条において、商工会が行う事業が限定列挙されている。	D - 1		商工会が旅行業を行うことについては、商工会法第3条において規定されている商工会の目的を達成するために行う事業の範囲内であれば、同法第11条第10号後段に規定されている「その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。」により、可能と考える。また、商工会が行う旅行業に係る個別具体的な業務の範囲及び内容については、監督官庁である都道府県において、同法第3条の目的に照らし、個別に判断されるものとする。												1116020	兵庫県、篠山市、柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町	たんばツーリズム特区	商工会の旅行事業に対する商工会法の緩和	身近に旅行業者が少なく、公共交通機関の利用が困難な郡部において、商工会が住民等の旅行需要を喚起し、また、他地域からの観光客誘致のための旅行事業を行い、地域経済の活性化と他地域との交流を促進する。この商工会の旅行業務について、商工会法第11条の緩和を行う。	【実施内容】商工会が旅行事業を実施し、丹波地域外への旅行については、地元等の旅行業者への紹介を行う。併せて、地域経済活性化のため、他地域から交流・体験型観光を実施し、観光客を誘致する。【効果】旅行需要の喚起が図られるとともに、他地域からの観光客を誘致し、地域経済の活性化と他地域住民との交流が図られる。